

平成 24 年

第 1 回宮古島市議会(臨時会)会議録

= 臨 時 会 =

平成24年 1 月30日 (月) 1 日間

宮 古 島 市 議 会

目 次

◎ 第1回臨時会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	3
○ 応招議員名簿	4
○ 1月30日（議事日程第1号）	5
○ 会期及び日程	7
会議録署名議員の指名について	13
会期を定めることについて	13
議案審議	13

宮古島市告示第9号

平成24年第1回宮古島市議会（臨時会）を次のとおり招集する。

平成24年1月23日

宮古島市長 下地敏彦

- 1 期 日 平成24年1月30日（月）
- 2 場 所 宮古島市議会議事堂
- 3 付議事件
 - （1）平成23年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）
 - （2）平成23年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第4号）
 - （3）宮古島市地区計画等の案の作成手続きに関する条例
 - （4）宮古島市税条例の一部を改正する条例
 - （5）宮古島市うへのドイツ文化村条例の一部を改正する条例
 - （6）久松中学校校舎改築工事（解体及び建築）請負契約について
 - （7）議決内容の一部変更について
 - （8）土地の取得について
 - （9）うへのドイツ文化村指定管理者の指定について
 - （10）宮古島海宝館指定管理者の指定について

宮古島市告示第10号

平成24年1月30日招集の平成24年第1回宮古島市議会（臨時会）に付議する
事件を、次のとおり追加する。

平成24年1月25日

宮古島市長 下地敏彦

議員の派遣について

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第 1 号	平成23年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）	市 長	平成24年 1月30日	平成24年 1月30日	原案可決
議案 第 2 号	平成23年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第4号）	”	”	”	”
議案 第 3 号	宮古島市地区計画等の案の作成手続きに関する条例	”	”	”	”
議案 第 4 号	宮古島市税条例の一部を改正する条例	”	”	”	”
議案 第 5 号	宮古島市うへのドイツ文化村条例の一部を改正する条例	”	”	”	否 決
議案 第 6 号	久松中学校校舎改築工事（解体及び建築）請負契約について	”	”	”	原案可決
議案 第 7 号	議決内容の一部変更について	”	”	”	”
議案 第 8 号	土地の取得について	”	”	”	”
議案 第 9 号	うへのドイツ文化村指定管理者の指定について	”	”	”	撤 回
	議案第9号うへのドイツ文化村指定管理者の指定についての撤回について	”	”	”	承 認
議案 第10号	宮古島海宝館指定管理者の指定について	”	”	”	原案可決
派遣 第 1 号	議員の派遣について		”	”	派 遣

開会日（1月30日）に応招した議員

平	良		隆	議員	新	城	元	吉	議員
富	永	元	順	”	龜	濱	玲	子	”
高	吉	幸	光	”	前	里	光	恵	”
仲	間	則	人	”	山	里	雅	彦	”
西	里	芳	明	”	上	地	博	通	”
下	地	博	盛	”	下	地		明	”
長	崎	富	夫	”	佐久	本	洋	介	”
前	川	尚	誼	”	新	城	啓	世	”
上	里		樹	”	嘉手	納		学	”
嵩	原		弘	”	垣	花	健	志	”
棚	原	芳	樹	”	池	間		豊	”
砂	川	明	寛	”	下	地		智	”
眞	榮	城	彦	”	新	里		聰	”

平成24年

第1回宮古島市議会(臨時会)会議録

平成24年1月30日(月)

(議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決)
委員長報告、質疑、討論、表決

平成24年第1回宮古島市議会臨時会議事日程第1号

平成24年1月30日（月）午前10時開会

日程第 1		会議録署名議員の指名について	
” 第 2		会期を定めることについて	
” 第 3	議案第 1 号	平成23年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）	（市長提出）
” 第 4	” 第 2 号	平成23年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第4号）	（ ” ）
” 第 5	” 第 3 号	宮古島市地区計画等の案の作成手続きに関する条例	（ ” ）
” 第 6	” 第 4 号	宮古島市税条例の一部を改正する条例	（ ” ）
” 第 7	” 第 6 号	久松中学校校舎改築工事（解体及び建築）請負契約について	（ ” ）
” 第 8	” 第 7 号	議決内容の一部変更について	（ ” ）
” 第 9	” 第 5 号	宮古島市うえのドイツ文化村条例の一部を改正する条例	（ ” ）
” 第10	” 第 8 号	土地の取得について	（ ” ）
” 第11	” 第 9 号	うえのドイツ文化村指定管理者の指定について	（ ” ）
” 第12	” 第10号	宮古島海宝館指定管理者の指定について	（ ” ）
” 第13	派遣第 1 号	議員の派遣について	

◎会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名について	
” 第 2		会期を定めることについて	
” 第 3	議案第 1 号	平成23年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）	（市長提出）
” 第 4	” 第 2 号	平成23年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第4号）	（ ” ）
” 第 5	” 第 3 号	宮古島市地区計画等の案の作成手続きに関する条例	（ ” ）
” 第 6	” 第 4 号	宮古島市税条例の一部を改正する条例	（ ” ）
” 第 7	” 第 6 号	久松中学校校舎改築工事（解体及び建築）請負契約について	（ ” ）
” 第 8	” 第 7 号	議決内容の一部変更について	（ ” ）
” 第 9	” 第 5 号	宮古島市うえのドイツ文化村条例の一部を改正する条例	（ ” ）
” 第10	” 第 8 号	土地の取得について	（ ” ）
” 第11	” 第 9 号	うえのドイツ文化村指定管理者の指定について	（ ” ）
追加日程		議案第9号うえのドイツ文化村指定管理者の指定についての撤回について	（ ” ）
日程第12	議案第10号	宮古島海宝館指定管理者の指定について	（ ” ）
” 第13	派遣第 1 号	議員の派遣について	

平成24年第1回宮古島市議会臨時会追加議事日程第1号

平成24年1月30日(月)

日程第 1	議案第 5 号	宮古島市うえのドイツ文化村条例の一部を改正する条例	(委員長報告)
" 第 2	" 第 8 号	土地の取得について	(")
" 第 3	" 第10号	宮古島海宝館指定管理者の指定について	(")

平成24年第1回宮古島市議会臨時会会期日程計画表

平成24年1月30日（月）午前10時開会

月 日	曜	種 別	日 程	摘 要
1月30日	月	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決（議案第1号～4号、6～7号） 付託（議案第5号、8号、9号、10号）	
		委員会	委員会	
		本会議	委員長報告、質疑、討論、表決	

会期=1日

議 案 付 託 表

平成24年1月30日（月）第1回臨時会

委員会名	議案番号	件名
総務財政委員会	議案第5号	宮古島市うえのドイツ文化村条例の一部を改正する条例
	議案第10号	宮古島海宝館指定管理者の指定について
経済工務委員会	議案第8号	土地の取得について

平成24年1月30日

宮古島市議会
議長 平 良 隆 殿

総務財政委員会
委員長 嘉手納 学

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
議案 第 5 号	宮古島市うえのドイツ文化村条例の一部を改正する条例	否 決
議案 第 10号	宮古島海宝館指定管理者の指定について	原案可決

◎議案第5号

議案第5号については、「現行の条例では指定管理者の指定の期間は3年間となっているが、改正案では市の指定する期間となっており、期間がはっきりうたわれていない。市の裁量で最長で10年間指定管理ができることになっている。市もうえのドイツ文化村については、指定管理者制度にするのか、あるいは賃貸契約をするのか、これから検討しようとする段階であり、改正案は時期尚早であり、認めることはできない」との反対意見があり、採決の結果、全会一致で否決とした。

平成24年1月30日

宮古島市議会
議長 平 良 隆 殿

経済工務委員会
委員長 嵩 原 弘

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
議案 第 8 号	土地の取得について	原案可決

平成24年第1回宮古島市議会臨時会会議録

平成24年1月30日

(開会=午前10時00分)

◎出席議員(26名)

(閉会=午後5時12分)

議長(4番)	平良隆	議員(13番)	新城元吉
副議長(23番)	富永元順	"(14番)	亀濱玲子
議員(1番)	高吉幸光	"(15番)	前里光惠
"(2番)	仲間則人	"(16番)	山里雅彦
"(3番)	西里芳明	"(17番)	上地博通
"(5番)	下地博盛	"(18番)	下地明介
"(6番)	長崎富夫	"(19番)	佐久本洋啓
"(7番)	前川尚	"(20番)	新城啓世
"(8番)	上里樹	"(21番)	嘉手納学志
"(9番)	嵩原弘	"(22番)	垣花健
"(10番)	棚原芳樹	"(24番)	池間豊
"(11番)	砂川明寛	"(25番)	下地智
"(12番)	眞榮城徳彦	"(26番)	新里聰

◎欠席議員(0名)

◎説明員

市長	下地敏彦	農林水産部長	上地利廣敏
副市長	長濱政治	建設部長	友地利悦裕
企画政策部長	古堅宗和	教育長	川満弘志
観光商工局長	奥原一秀	教育部長	田場秀樹
総務部長	安谷屋政秀	総務課長	砂川一弘
福祉保健部長	國仲清正	財政課長	渡真利健次

◎議会事務局職員出席者

事務局長	荷川取辰美	議事係長	池村達明
次長	伊波則知	庶務係長	狩俣智紀
議事係長	仲間清人		

◎議長（平良 隆）

ただいまから平成24年第1回宮古島市議会臨時会を開会いたします。

（開会＝午前10時00分）

本日の出席議員は26名で、全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

事務局長に報告書を朗読させます。

◎事務局長（荷川取辰美）

議長の命により、諸般の報告書を朗読いたします。

平成23年第7回12月定例会において議決されました意見書3件と決議1件の計4件につきましては、12月9日及び12月21日付でそれぞれ関係機関へ送付いたしました。

平成23年12月22日、県営広域公園（宮古総合運動公園）誘致促進協議会による県営広域公園～宮古総合運動公園～（仮称）の早期整備について、沖縄県知事及び沖縄県議会議長に対する要請実行運動に参加いたしました。

12月23日、うえのドイツ文化村で開催されたイルミネーションフェスト2011点灯式に出席いたしました。

平成24年1月4日、市内ホテルにおいて開催された2012年宮古島市新春の集いであいさつを述べました。

1月5日、平成23年宮古島市成人式が5地区同時開催され、そのうち案内のあった上野地区会場で祝辞を述べました。

1月6日、第28回全日本トライアスロン宮古島大会100日前残暦板設置式に出席しました。

1月7日、宮古島市消防本部において挙行された平成24年消防出初式で祝辞を述べました。

1月11日、沖縄製糖、宮古製糖から案内のあった操業開始式に出席をしました。

1月15日、第22回宮古島100kmワイドーマラソン大会における21キロの部のスターターを務めるとともに、表彰式における同部の表彰授与を行いました。

1月16日、市内ホテルにおいて開催された沖縄観光コンベンションビューロー会長、安里繁信氏を激励する会に富永元順副議長が出席しました。

1月17日、宮古島市中央公民館において開催された自然との対話池田大作写真展オープニングセレモニーに出席しました。

1月19日、宮古家畜市場で開催された平成24年家畜競り市場初競り式典に出席しました。

1月21日、沖縄国際大学において開催された議会改革をめざして第9回公開シンポジウムに出席しました。

1月23日、下地敏彦市長から平成24年第1回臨時会の招集告示をした旨通知がありました。

1月25日、今臨時会に付議すべき議案の送付がありました。

同じく25日、議会運営委員会が開催され、諮問した会期については本日1月30日の1日とするのが適当であると決しました。

また、沖縄県離島振興市町村議会議長会主催による議員・職員研修会に参加すべく議員の派遣について

も決定され、直ちに市長に対し付議事件の追加告示依頼をしたところ、同日追加告示した旨の通知がありました。

1月27日、那覇市内において開催された沖縄宮古郷友連合会新年会並びに叙勲祝賀会に出席しました。
これで諸般の報告を終わります。

◎議長（平良 隆）

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において西里芳明議員と亀濱玲子議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題といたします。

◎亀濱玲子議員

出されている議案の内容からしてですね、議会運営委員会でも審議されたようなんですが、この内容からすると1日では審議が十分尽くせないというふうに思うんですが、これについての1日ということに関しては、議会運営委員会で決まったということではありますけれども、これについてはもう一回議会運営委員会に差し戻して検討するということができないかを質疑したいと思います。

◎議長（平良 隆）

休憩します。

（休憩＝午前10時08分）

再開いたします。

（再開＝午前10時11分）

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1月30日の1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良 隆）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決しました。

なお、会議予定につきましては、会期日程計画表のとおり本会議、休憩中委員会、本会議との予定でありますので、ご協力をお願いいたします。

次に、日程第3、議案第1号から日程第12、議案第10号までの計10件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（下地敏彦）

平成24年第1回宮古島市議会臨時会に提出しました議案について、ご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案2件、条例議案3件、議決議案5件の合計10件であります。

最初に、議案第1号、平成23年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。
今回の補正は5億700万円の補正増で、歳入歳出予算の補正のほか、繰越明許費の設定、債務負担行為の追加・変更、地方債の変更を行い、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ336億6,293万6,000円と定めてあります。

次に、議案第2号、平成23年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。今回の補正は155万1,000円の補正増で、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ52億5,563万1,000円と定めてあります。

次に、条例議案についてご説明申し上げます。議案第3号、宮古島市地区計画等の案の作成手続きに関する条例。宮古島市地区計画等の案の作成手続きに関する提示方法及び意見書の提出方法に関し必要な事項を定めるには、条例を制定する必要があるため、本案を提出します。

議案第4号、宮古島市税条例の一部を改正する条例。地方税法の一部を改正する法律等が公布・施行されたことに伴い、条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第5号、宮古島市うへのドイツ文化村条例の一部を改正する条例。うへのドイツ文化村は施設が大規模なことにより、管理運営をするに当たっては長期計画が望ましく、指定管理者の指定の期間を変更するには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

次に、議決議案についてご説明申し上げます。議案第6号、久松中学校校舎改築工事（解体及び建築）請負契約について。久松中学校校舎改築工事（解体及び建築）の請負契約については、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第7号、議決内容の一部変更について。砂川小学校校舎改築工事（解体・建築）の設計一部変更に伴い契約金額を変更するには、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第8号、土地の取得について。パイナガマ公園用地に係る土地の取得について、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出します。

議案第9号及び議案第10号については、一括してご説明申し上げます。議案第9号、うへのドイツ文化村指定管理者の指定について、議案第10号、宮古島海宝館指定管理者の指定について。公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

以上、今回提出しました議案についてご説明を申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（平良 隆）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

◎高吉幸光議員

議案第5号、宮古島市うへのドイツ文化村条例の一部を改正する条例と議案第9号、うへのドイツ文化村指定管理者の指定について質疑をさせていただきます。

今回指定管理ということでね、財団法人博愛国際交流センターの解散があるということでそういうふうになったというふう聞いておりますけれども、現段階で指定管理を行う期間は、今まで3年だったんですけれども、5年に延ばすということで今回上程されておりますけれども、これ募集の段階、11月11日から12月1日までこの指定管理が募集されたと思うんですけども、募集要項にも5年と既に書いてあるんで

すね。ということは、12月の定例会に、もしくはその前に何で上程ができなかったのか。ということは、募集、条例の中で3年とうたわれているのに、5年以上が指定する年数だというふうになんてなっていますけれども、何でこれが決まってもいないのに募集要項で5年だったのか、これをお聞きしたいと思います。

また、指定管理の目的、本来は経費削減が目的だと思うんですけども、今回300万円ほど上乗せをして、1回説明を聞いたときにはパレス館の家賃の分があるというふうな話をしておりましたけれども、現在パレス館のほうは、前も視察行きましたけれども、現状使われていない状態である。これからの管理をそのまま家賃収入としてもらっていたものがなくなるから、その分を上乗せをしたというふうに聞いてはいるんですけども、これとしてはちょっと納得できない。であるならば、あそこについては外して、取り壊すなりなんなりするべきだと思うんですよ。ということは、またこれの中で現状の計画の中でも介護施設とかいろんな話が出てきておりますけれども、ということは市としてそれを修繕をするのか、10万円以上のものは市と、また指定管理者と協議をするということになっているので、ここを修繕するつもりなのか、これもお聞きしたいと思いますし、また募集要項の中に現職員がいると思いますけども、正職員、また臨時職員、またパート、アルバイトも含めていらっしゃると思いますけれども、こちら辺の身分保障はどうなるのか、これが全くうたわれていない。これは一体じゃどうなっていくのか。また、今回応募が3社あったそうですけれども、その中で株式会社南西楽園リゾートが選ばれた理由、この詳細も教えてください。それとですね、選定がされていない段階で株式会社南西楽園リゾートのほうから修繕とか補修のお願いということで、4月1日から私たちが指定管理者となりますということを書き出して出しているんですよ。ということは、じゃその段階でもう決まっていたんじゃないかというふうな話が聞こえてもおかしいんじゃないかというふうに思っているんですね。これに関してどうだったのか、その段階でもう決まっていたのかどうか、そういったところもちょっと教えていただきたいというふうに思います。

◎副市長（長濱政治）

なぜ条例で3年とあるのに、募集要項では5年かということについてお答えいたします。

これは大変申しわけないと思っております。7月に解散という話が理事会で一応決まりました。そして、その後県と調整を、解散の手续に入りまして、県のほうからいろんな指摘がございまして、これが11月過ぎまでかかってしまいました。その中で本来は条例を改正すべきであったんですが、県との調整がつかなかったということが1つございまして、今回にずれ込んでしまったということでございまして、大変申しわけなく思っております。

それから、なぜ増になるかと、指定管理であるのに、300万円ほどの増に一応なりました。これにつきましては、パレス館の家賃収入というのが年間に50万円の約600万円です、それからあとはピアファスの家賃が25万円の12カ月、約300万円ほどございまして。それから、基本財産の利息、これが70万円ほどございまして。そういうふういたしますと約1,000万円余り、1,000万円近くです、の収入がなくなるということになります。そのため300万円ほどの、これまで2,250万円でしたかね、の委託料を出しておりましたけれども、その分300万円ほどは上乗せして、残りは自主努力でぜひ経営していただきたいということで増にいたしました。

それから、パレス館の修繕をするかということもございまして、パレス館の修繕につきましては基

本的にどうするかということがまだ決まっておりませんので、それを見きわめた上でしか修繕するかどうかということについては今申し上げることはできないということでございます。

それから、職員の身分保障ということでございますけれども、公募した際に、3社申し込みがありましたけれども、3社とも身分は引き続いて、職員の身分ですね、引き続いて継続して雇用したいというふうな申し入れがございました。それから、私が理事長をしておりますけれども、理事長名で市長あてに身分の継続雇用について継続していただきたいという文書を一応出す予定でございます。

それから、株式会社南西楽園リゾートが自分たちが4月からの指定管理を云々かんぬんというふうな文書ということにつきましては、その文書を受けまして、理事長名で皆さん方は決まってもいないのにそういう話はないでしょうということで、おかしいという文書を一応出しております。そういうことで最初から決まっていたということではございません。

◎高吉幸光議員

私は、うえのドイツ文化村の管理は市が直轄か、もしくは教育委員会がやるべきではないかなと思っ
ているんですね。何でかという、ここは宮古だけの宝ではなくてドイツとの交流の地であると。また、これまでずっと上野の小中学校はあそこに行って必ずいろんな学習やってきたわけですよ。あれは上野だけではなくて本当に宮古全体の、博愛記念碑なんか平良のほうにもあるわけですから、そういった歴史を学ぶ場でもあるということを見ると、民間にやるのがどうなのかというふうなことも考えるわけですよ。これから中ではね、いろんなイベントの継続、今までやってきたものを継続していきますよとうたわれてはいますけれども、その中でいろんな協賛金も含めて一企業として集められるのか、この辺がすごく心配なわけですね。これまであそこが管理をしてくるとなると、これまでブリーズのほう管理をしていたパレス館、あそこ1つすらまともに管理し切れないのに、全体を管理し切れるのか、ここ非常に心配です。

それと、先ほど言いました指定管理の目的というのは経費削減が目的だと。増額をすると。ほかの2社のほうでも現状の価格よりもさらに安い値段でできるよというふうに出したというふう聞いています。そこら辺はどういうふうな評価をされたのか、3社の評価のそれを先ほどお願いしたんですけど、答えていただかなかったの、3社の評価どうだったのか、この辺を教えてください。

それとですね、条例の件なんですけれども、であれば今回のものは無効じゃないのかと。であればね、一回差し戻しをして、もう一回きちんと整理をして、条例を改正した上で再度募集をするのが正しいんじゃないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

以上聞いてまた質疑したいと思います。

◎副市長（長濱政治）

市の直轄か教育委員会での管理ということでございますけれども、市の直轄ということは、今まで指定管理制度でいわゆる経費を安く上げて管理をお願いするという立場をとっていろいろ指定管理を進めてきたわけがございまして、これを市の直轄ということでは考えておりません。そういう意味ではですね。

それから、安い値段で応募してきたところがあるというふうな話で、確かにそういう事業所もありました。3社のうち1社安い値段で応募してきたところがございます。その中身は事業計画としましてはパレス館を1年目から1億円の売り上げをすると、そして支出が8,000万円余りの支出というふうな中身になっておりまして、それは少し事業計画としてはいかがなものかということで判断しております。

確かに条例の改正が後先になってしまったことに関しましては大変申しわけなく思っております、ぜひその辺はご理解を願いたいと思っております。

◎高吉幸光議員

市の直轄がね、厳しいというのであれば、現財団から一時期、1年でも2年でも3年でもいいですけども、市がやって、パレス館をどうするのか、それを決めた上で私はあそこを指定管理してもいいかなというふうに思っております。パレス館、あそこ今全く活用されていない。修繕にも何千万円かかるかわからない、そういう状況でありますけれども、あれをじゃどう活用していくのか全くわからないまま事業計画出せと言われてもね、先ほど1億円の収益を上げるというふうにありましたけれども、それだけのものが何かあるということでしょう。もしくは、じゃなかったらあれは現段階で何も活用されていないわけですから、ただ単に箱として家賃をもらっているだけの箱ですよ、あれは。であれば、あれをじゃどうするのか決めた上でちゃんと指定管理を募集するのが正しいんじゃないかと思います。これもしっかり考えた上で、今回の指定管理の話は私はちょっと賛成しかねるというふうに思っておりますので、以上よろしくお願ひします。

◎副市長（長濱政治）

パレス館の管理に関しましては、非常に頭を痛めているところでございまして、さらに活用したいという提案も一応はあります。その辺のところはもう少し検討しながら管理のあり方を考えたいと思っておりますけども、このパレス館の管理のあり方を決めると、決めてから全部管理に任すというふうなことになりますと、これは多分いい考えが出るかどうかよくわかりませんが、パレス館の運営に関しましては非常に厳しいものがあるというふうに考えておまして、これまでもこの間パレス館ずっと閉じられてから今のような状態の中で管理をしてきたところがあります。そして、これからもまた今後いろいろ考えなければいけない部分が多々あると思っております。そして、いろんな形の活用の方法を管理をお願いしながら考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

（「休憩お願ひします」の声あり）

◎議長（平良 隆）

休憩します。

（休憩＝午前10時33分）

再開いたします。

（再開＝午前10時34分）

◎下地博盛議員

議案第9号、うえのドイツ文化村指定管理者の指定について私からも二、三点質疑をいたします。

議案第9号のうえのドイツ文化村指定管理者の指定についてです。今回の指定管理者への応募というのが3団体あったということで報道がされておりますけれども、その3団体の名称と、それから評価得点数を教えてください、開示をしていただきたいというのが1点です。

それから、うえのドイツ文化村指定管理者となる団体ですね、これはきょう提案されている株式会社南西楽園リゾートさんのみが一応議案として出されているわけですけども、この所在地ですね、指定管理者となる団体の所在地等に関する件ですけども、どうも……その前にこの指定管理者制度、これは地

域の雇用の創出であるとかですね、NPOその他の市民団体、地域住民との協働推進等を図る観点から、指定管理者となる団体は主たる事業所活動の拠点を宮古島市内に置き、かつ、そのような条件がですね、宮古島市指定管理制度に関する指針の中にございます。この指針の中で見る指定管理者となる団体の所在地等に関する条件、株式会社南西楽園リゾートさんを見ますとですね、所在地がですね、東京都港区南青山2-12-14と申請書にあるんですが、これ申請書にもあるんですけども、それからこういう事務所の所在地が東京にあるということですけども、主たる事務所の活動の拠点を宮古島市内に置くという指針はどうなっているのかですね、どう整合性があるのか。そういうこと会社履歴書にもそうあるんですけども、指定管理者となる団体の所在地に関する条件を満たしていると言えるのかどうか、そのあたりをちょっと教えていただきたい。このあたりをチェックして受け付けをなさっているのかですね、お伺いをしたいと思います。

それから、3点目ですけども、応募された3団体の中でですね、宮古島市環境清掃事業協同組合というのが応募しているというふう聞いております。指定管理者としての選定から漏れた宮古島市環境清掃事業協同組合の応募ですけども、伝え聞くとところによりますと、この宮古島市環境清掃事業協同組合というのは15社で構成をしているということで、構成員たる皆さんといいますかね、方々はそれぞれ衛生清掃、これは業務としてなさっているわけですけども、であるとか、あるいは電気、水道、それからビル管理、造園業、その他いろいろな専門職を兼ねた皆さんで構成されているということです。そのような皆さんが地域の雇用創出であるとか、あるいは地域住民と協力し合って働くという意味での協働推進等を目指して、15名各人が持つ技能を生かしながらうえのドイツ文化村の指定管理を得たいとしている活動が今回の応募だったというふう聞いております。そのような趣旨のもとで数多くの市民のですね、署名ももらって提出をしたと聞いておりますけれども、当局はそれらのことをどのように受けとめて評価をなされているのか。特に署名関係、それからその15名の皆さんが地域の雇用創出であるとか地域の住民との協働の推進を目的として、みずからの地域あるいは宮古島市内にある施設を管理をし、そこで雇用であるとかそういうことを推進していきたいという趣旨でもってそういうふうになさっていること、それらのことをどのように当局は受けとめられたのか、評価されたのかですね、そのあたりを聞かせていただきたい。

また、先ほどもありましたけれども、市がですね、設定をした委託料、これ年間2,550万円ありますけれども、この額より600万円も低い1,950万円を提示をしていると、このあたりはどう評価しているのか、このあたりも聞かせてください。

以上3点をお聞かせいただきたいと思っております。お願いします。

◎副市長（長濱政治）

3団体の評価につきましては、後で担当部長のほうから答えさせたいと思っております。

それから、主たる事務所の所在地が東京都ということにつきましても担当のほうから答えていただきます。

宮古島市環境清掃事業協同組合は確かに応募しております。この評価につきましては、選定基準というのがございまして、審査項目というのでもございます。その中で市民の平等な利用の確保、公の施設の効用の発揮と効率的な管理、管理を安定して行う人的能力及び物的能力、個人情報の適正な取扱、そういったのが選定基準になっておりまして、その選定基準に照らし合わせて一応選定をしたということでございま

す。

それから、2,250万円を1,950万円で行うというふうな評価でございますけども、先ほども申し上げましたとおり、パレス館を1年目から運営して、それで1億円の売り上げと、そして支出が8,300万円でしたかね、そういった形の事業計画をとっているということから、1,950万円のできるんだというふうな話でございましたけども、これまでパレス館につきましては管理運営を休止している状態の中で、ましてやそのパレス館をさらに修繕して、幾らかかるかわかりませんが、修繕してやるというふうな計画は市のほうとしては持ち合わせておりませんので、そういったパレス館を活用してすぐ1億円の収益を上げるというふうな計画はちょっといかがなものかというふうな評価だと思っております。

◎観光商工局長（奥原一秀）

3団体の応募の状況につきましては、まず上野村在の元気ファクトリー株式会社、もう一社はただいま指摘を受けました東京都に主たる事務所がございます上野字宮国に事務所を有している株式会社南西楽園リゾート、もう一社、宮古島市環境清掃事業協同組合の3社でございます。

◎総務部長（安谷屋政秀）

指定管理の評価についてですけど、これは宮古島市公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会設置要綱の中で第7条、守秘義務というのがありまして、委員及び次条の規定により委員会に出席した関係者は、委員会の審査内容を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とするというのがありますので、採点については評価は公表しないということになっております。

（議員の声あり）

◎下地博盛議員

評価の点数とか大まかな件については、沖縄県ですと大体ホームページで提示されて、だれでもが閲覧できるようになっているというふうに思いますけれども、これはこの場で口頭で開示ができないというのであれば、後で文書でいただければありがたいと思います。その辺はいかがか。

それとですね、株式会社南西楽園リゾート、上野村の何とか宮国というふうにおっしゃっていましたが、それはどこに書いてあるんですか、申請書。申請書にはこれは東京都が載ってましてね、次のページの会社経歴書にもですね、東京です。どこにもないですよ。これは、別に宮古島市内に主たる事業所がなくても構わないということになるわけですね。そういうことですか。これが2点目。

それと、宮古島市環境清掃事業協同組合の皆さんが一生懸命署名も集めて、地域の皆さんで事業を起こそうと、そういう努力をなさっていることをどういうふうに評価をなされたのかということについて全く回答がありません。このあたりももう一度お願いします。

以上3点についてお願いします。

◎副市長（長濱政治）

確かに署名が届いておりました。その署名は例えば署名した方々が東京都であったり、神奈川県であったり、実際にうえのドイツ文化村の管理体系をよくご存じでない方々、つまりうえのドイツ文化村にいらしゃったのかどうかはわかりませんが、そういった方々も多数含まれておりました。そういうことと、それから管理を任す上でこの署名が実際にどうのこうのというふうな影響があるとは思っておりません。つまり選定基準がありますので、それにのっとって評価点を出すということでございます。

◎観光商工局長（奥原一秀）

所在地の件ですけども、先ほど議員のほうからも述べていただきました宮古島市指定管理者制度導入に関する指針のほうに指定管理者となる団体の所在地等に関する条件というところですね、指定管理者になる団体は、主たる事務所等活動の拠点を宮古島市内におき、かつ団体の主たる構成員が宮古島市民であることを原則とすると記載されておりますので、これに基づいてですね、指定管理の応募に受理したということでございます。

◎下地博盛議員

再度お尋ねいたします。

個人名は出さなくて結構ですので、例えば元気ファクトリー株式会社さんが何点で、株式会社南西楽園リゾートさんが何点で、これは総合計でいいと思いますけれども、宮古島市環境清掃事業協同組合さんは何点で、合計点数がどのぐらいあったか教えてください。

それから、株式会社南西楽園リゾートさんの主たる事業所、宮古島市にどこにあるのかということで再度聞いておりますけれども、わかりません。書いていない。申請書に何もありません。東京しかないんです。こういうことは別にそれでよろしいというのであれば、それはそれでいいのかもしれませんが、これ大事なことです。きちんとその辺はやっていただきたい。どこから来てもいいから、とにかく信用できる会社であるかどうかというそのあたりも含めて、どこに所在地があっても構わないというのであれば、それはそれでそのように返事をしていただきたいと、答弁をしていただきたいと思います。

それと、署名ですけども、宮古島市に住んでいない方々、本土の方も署名しているということでもありますけども、これはうへのドイツ文化村に何度か足を運ばれた方もいらっしゃるって、ぜひ残してほしいと、そういう形でいろんな面でうへのドイツ文化村を愛している方々ということも考えられます。そういう面では署名がどのぐらい集まっていたのか、何名の署名あったのかも教えてください。

以上聞いて質疑を終わります。お願いします。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良 隆）

休憩します。

（休憩＝午前10時51分）

再開します。

（再開＝午前10時53分）

◎観光商工局長（奥原一秀）

署名活動の内訳ですけども、島外から約226名、島内、平良、上野、下地、城辺、伊良部という地元で788通が届いて、トータル1,014通の署名活動が届いているという状況になっています。

◎副市長（長濱政治）

署名はですね、ある特定の業者にさせてほしいという署名なんです。それは、審査会の中で審査委員の方々にもこういうのがあるということは一応は出してあります。こういうことがあるということも一応出して、それでその上で審査をしてもらっているということでございます。ですから、特定の業者をこの人にやってほしいという話の署名は少し当たらないというふうには思います。

それから、点数でございますが、A社が130点、B社が162点、C社が122点です。

◎議長（平良 隆）

ほかに質疑はありませんか。

◎新城元吉議員

私もただいまの議案第9号、うへのドイツ文化村指定管理者の指定についての質疑を重点的にしてみたいと思います。

まず、公の施設というのは、地方自治法でうたわれているのは住民の福祉増進、住民サービスに努めるという内容が目的になっていまして、特に今問題になっているうへのドイツ文化村というのは、上野村時代に宮古における唯一のテーマパークとして住民の期待を担って設置された公園なんですね。公園の中にいろんな機能を持たせるようにいろんな建物が入ったりと、そういうようなものをですね、その周辺に営業している個人企業、個人会社に全部任せてしまうと、本来の設立の目的、それから宮古島市民が期待している趣旨と合わないようなね、いわゆる事業目的の経営の中に繰り込まれていくような気がして非常に仕方がないですよ。

ですから、高吉幸光議員が言っていたようにですね、やはり本来のうへのドイツ文化村はどうやってできたか、そしてそれはどのように市民によって期待され、そしてこの運営がうまくいかないところすればいいじゃないか、ああすればいいじゃないか、いろんな意見が出てきました。しかし、今回のですね、まさに降ってわいたような指定管理なんですけど、これで見ますとですね、会社が出している事業計画などを見ますとですね、非常に気がかりなことがあるんです。これは、いろんな施設が老朽化しているから、修繕費を要する、それから新しく投資して新しい事業をやらないとあそこがうまくいかないという形で、これを全部市に求めていくという表現で書かれています。そうすると、これを見ますとですね、株式会社南西楽園リゾートがこの事業を成功させるためには宮古島市に対して市民の税金を使って際限なく補修、修繕、こういうものにお金を使われるおそれがある。それから、新しい投資としていろんな事業をやっていくようなんで、これも市に対して求めていくというような内容があるわけですよ。これを見た場合にですね、やはり金を食う施設になってしまうんじゃないかという気がする。

やはり本来のね、設立したときの初心に返ってですね、この宮古における大規模なね、唯一のテーマパークであるうへのドイツ文化村をもう一度再生するように我々市民に向けても、それから議会としてもですね、行政としてももう一度取り組む姿勢を見せて、その上でどうしてもできないという結論を得たならば、それから考えてもいいんですよ。そのような大事なことをですね、本当に宮古島市にとっては合併後唯一の財産としてみんなが期待して、そして広大な土地、いろんな建物がある、いろんな施設がある。これを再生する努力もしないで、うまくいかないから、一企業にゆだねる形で公の施設を維持しようという考え方は根本的に間違っているんじゃないかと思うんです。

高吉幸光議員が言われたように、やはり初心に返ってですね、どうすれば向こうが再生できるかというものを行政としてはですね、市民の協力を得ながら、市民に呼びかけながらみんなで検討して初めて、検討委員会もつくってですよ、いろんな形で、時間をかけてこのテーマパークの維持、経営をしていくべきかどうかということ、そこからまず出発すべきであって、こんなね、本当にやり方としてはですね、県に聞いても指定管理は大体3年だと県の職員から聞きました。新聞を見てびっくりしていたようです。なぜ

うえのドイツ文化村だけが5年かと、これは多分に憶測ですけど、株式会社南西楽園リゾートさんに言われて、提案理由にあるようにね、短期間ではなかなか軌道に乗せられないんで、5年間だったらできるから、これにも書いてありますね。5年たてば宮古島市からの管理費が要らないような状態にするよう努力しますというようなこと書いてある。それで、5年というのはそうやって相手がまだ決まらないうちにね、相手の要望によってつけられた契約じゃないかなという気もするわけですよ。ですから、何度も繰り返して申し上げますけど、この事業計画など、これはね、まさに宮古島市にとっては非常にもっともっと深く配慮すべき、研究すべき事業計画だと思いますし、それから協定書だってどうなっているのか。それから、公の施設としての地方自治法にうたわれているような目的、本当に実現できるかどうかという内容、そういうものについて真摯にですね、やっぱり詰めて詰めて、我々も議論を尽くして初めてこのテーマパークのうえのドイツ文化村をですね、どうするかということを考えていくのが基本であって、何でいきなりこういうのが出てきたかということをもっと市長が答えるべきだと思うんですけど、それを聞きたいと思います。

◎副市長（長濱政治）

市の施設ですので、古くなれば、老朽化すれば修繕、補修はもちろんやっていきます。そういうことを多分株式会社南西楽園リゾートさんは言っているわけでございまして、これは当然のことだと思っております。

それから、3年を5年にしたのが株式会社南西楽園リゾートからの要望じゃないかということでございますけども、それは一切ございません。

何でいきなりこの指定管理が出てきたのかということでもございますけども、これは今までも財団法人博愛国際交流センター、そこにずっと指定管理をお願いしてきたわけで、この継続というふうに考えているわけで、いきなり出てきたということではないと思っております。

◎新城元吉議員

修繕、補修、新規投資、こういうものを書いてきているわけですから、これをやらないと利益を生み出すような施設にはならないというような感じでうたい出しているわけですよ。これは非常に気がかりなんです。今後ここを指定管理者にした場合、副市長も答えているように、市の施設だから、修繕費、改修費、新規投資に対してやってあげるのは当然だと。そこまでやるんならね、もう一度何で市で直営してやってみようかという気が起きないかということなんです。財団が管理するまで利益出していたでしょう。旧上野村が一定の費用出しながら、各施設については、財団が管理してうまくいかないから、指定管理だったから、これをまた別の指定管理に任すと、これは余りにもですね、無責任な考え方ですよ。修繕費、新規投資を本当に市が株式会社南西楽園リゾートの言うとおりにやってくれば、それを実現するんならね、まず宮古島市が直営してみたほうがいいですよ、もう一度。やり方は幾らでもあると思う。プロ集団を雇ってやるとか、プロ集団に任すとか、そういう誘客とかね、観光業の。それよりもあのうえのドイツ文化村があれだけの大規模で、しかもみんなの期待を担ってできたかという原点に返った上で宮古島市はどうすればいいかということをお考え尽くして、我々も論議を尽くした後に希望している指定管理者の要件をのんでやるべきかどうかというのは考えるべきであって、降ってわいたようなというのはまさにそのことなんです。財団も指定管理やっていたじゃないか、それがうまくいかなかったから、新しい

のに任すんだと、これじゃね、ああいうテーマパークに対する大規模なね、ものを指定管理する場合の考え方としては市民は納得できないと思うんですよ。

要するに宮古島市でこれだけ修繕、改修、新規投資、こういうものを要求どおりやるのであれば、宮古島市でもう一度考えてもいいんじゃないかと、それを言っているんですよ。その気がないならいいよ。どういうわけでそれができないのか、なぜ宮古島市が経営したら赤字なのか、こういうものをみんな論議を尽くしてね、それで市民も納得し、議会も納得するのであれば仕方がないと言って行政にゆだねますよ。行政の考え方に。そういう努力も一切しないで、向こうの言うとおりに、これは株式会社南西楽園リゾートであろうが何であろうが構わないんですけどね、それは端的に考えれば確かにあの辺で相当の開発事業やっている株式会社南西楽園リゾートのほうが、ユニマットのほうが集客能力もあるし、いろんなサービスもやるでしょう。だけど、それを踏まえた上でせめて公園としての上野村が最初目的としてつくった趣旨、そういったものを踏まえた上で宮古島市がもう一度宮古島市の施設としてね、直営できる方法はないかどうか、こういうものみんなで検討してからやっていけたらいいんじゃないかと思うわけです。ですから、今度のうえのドイツ文化村の公の施設としての具体的な提案というのはね、まだまだいろんな論議を尽くした後にすべきであって、余りにも唐突じゃないかという感じを受けるということを行っているわけです。それについて市長はどういう考えを持っているんですか。

◎副市長（長濱政治）

うえのドイツ文化村をつくったその原点にということでございますけども、もちろんそのとおり、それを踏まえてこれまでも指定管理を上野村時代に財団法人をつくって、そこに委託して管理してもらってきたわけでございます。そして、民法の改正によりまして財団法人、社団法人、いわゆる公益法人は存続するか、それから一般法人になるか、それから解散するかという選択肢を迫られておまして、その中で財団法人としての生き残りが難しいということになって、今回財団法人博愛国際交流センターに指定管理ができなくなりました。そういうことから今回の指定管理を新たに募集したということでございます。いわゆる民間の活力、民間の知恵というふうなものをできれば活用していただいて、このうえのドイツ文化村の運営について当然市とも話し合いながら、こういうことをやったらどうか、こういうことをやりたいというふうなことをお互いに連携を密にしてこの管理に当たるといふことのほうが多分うまくいくというふうに思っております。例えば直営になりますと、新たな業務でございますから、職員を何名か雇わなくてはならない。そして、そのような実際に、いわゆるプロの集団ではございませんので、ノウハウがない中でそういうことをやっていくということが果たして妥当なのかどうかということも考えますと、直営のほうはちょっと難しいのがあると。そして、公の施設の管理の大勢は指定管理の方向に向かっています。それは、いわゆる経費の節減と、それから実際にノウハウを持った方々をお願いするというふうな流れでございますから、そのような流れの中で今回の指定管理をお願いしたということでございますので、ご理解願いたいと思います。

◎新城元吉議員

ですから、理解はしているんですよ。やっぱりユニマットがね、あそこで事業展開して、非常に集客能力があると、こういうこともわかります。ただ、これをね、今議案の中で出てきている事業内容、こういうのを見た場合に、やはり宮古島市に対して協定、協議に基づいてね、改善、補修を求めていくとか、それ

からこのテーマパークを再生するには新規事業も必要だと、ホラーハウスとかですね、いろんなのが具体的に出てきているんですけど、こういうものを際限なく向こうの求めに応じてこっちが対応しなきゃいけないような状況になるんじゃないかという懸念をまず持つんですよ。それをしなければやめたと言われた場合にどうするんですかとかね、いろんなことが想像できるんですよ。だから、一たん決めて、しかも5年間長期でなくて3年まずやらせてみて、続行、継続は構わないとあるわけですからね、3年だろうが5年だろうが、うまくいけば3年後また更新して延ばしてもいいし、5年と区切っているのも非常にその点疑問を持つ。また、宮古島海宝館については3年ですよ。何でここだけが5年とわざわざ条例を改正してまでやろうとしているのかと、これを十分に答えるべき。

ですから、このね、具体的な株式会社南西楽園リゾートに管理委託をさせるということを踏まえた上で、じゃそこが出してくる具体的な条件というのは何なのかということが検討できる時間も必要じゃないかと思うんですよ。どこを幾らかけてどの程度補修、改修し、そして新規事業に対して幾ら宮古島市に求めてくるのか、こういうものはっきりさせないまま議会に出してきて、ある程度自分たちがやりたいことは一応書いてあるんですけど、バラ色に読めるわけですよ。ところが、具体的にこの要求をのんで協定書にサインをしてしまうと、修繕、改修、新規投資、こういうものをうたってあるわけですが、こういうものに対してかなり金をこっちがどんどん、どんどん出していかなきゃならんんじゃないかと。そういうことをするぐらいだったら初心に戻って宮古島市がやってみたらどうかということを言っているんであって、あるいは管理だけじゃなくて経営面をユニマットに任せてもいいしね、いろいろ考えられるんですよ。ですから、そういうようないろんな考え方、検討、論議を尽くした上で、やっぱりこれだけの大規模なね、テーマパークは公の施設としてのね、どういう方法がいいかというものを十分納得した上で委託管理制度を承認するかどうかは決めていくべきなんで、これをこのまま、しかも臨時会を開いてね、1日でやれというのは無理なんじゃないかという感じは起きるわけです。ぜひやっぱり時間かけてね、みんなで検討する時間が欲しいですよ。3月定例会まででもいいじゃないですか。急に臨時会へこれ出てきて、1日で即決しろと議会に対して要望しているから、この点を市民に向けて明らかにしてもらいたい。

◎副市長（長濱政治）

例えば株式会社南西楽園リゾートさんがいろんな修繕、補修というふうなものを要望してきている、それはわかります。ただ、すべてのむ気はありませんよ。当然優先順位をつけて、まずこれねと、そして次これですねというふうな話の中でやっていく考えでございますので、すべて丸のみするということではありません。

それから、この5年というふうなものはですね、特にこういった大きな管理ということになりますと指定管理者も投資をしないといけないんですよ。投資をして、さらに誘客活動を一生懸命やらないといけません。それで、じゃ果たして3年で回収できるかということになりますと、投資したからには回収しないとイケませんので、期間は5年ぐらいで何とか回収はしてもらいたいというふうなことから5年というふうなことに一応決めております。そして……

（「事前に相談したということになっているけど。事前に相談して5年にしてもらった」の声あり）

◎副市長（長濱政治）

違いますよ。そういうことじゃありません。要するにこういう大きな管理をするには5カ年ぐらいはどうしても必要ですねということで、内部で議論して5カ年と決めたわけです。

そして、これを1日の議会でやるのはどうかというふうな話でございますけども、この会期を決めたのは議会でございます、私どもが1日でございますと申し上げたことではありません。

◎議長（平良 隆）

休憩します。

（休憩＝午前11時18分）

再開します。

（再開＝午前11時20分）

◎新里 聡議員

私も議案第5号、宮古島市うえのドイツ文化村条例の一部を改正する条例、議案第9号、うえのドイツ文化村指定管理者の指定についてに関連して質疑をしたいと思いますが、まず下地敏彦市長、何よりも法令遵守ですよね。つまり条例に違反した応募要項、これに基づく決定は無効ですよ。それを議論すること自体おかしい。今さっきの長濱政治副市長の答弁の中に自分たちが5年ぐらいでいいだろう。議会軽視も甚だしいですよ。条例に3年とあるのであれば、皆さんが内部で5年ぐらいがいいだろうと検討したら、まずそれを先にすべきじゃないですか。そして、条例違反して自分たちで決定して、それを議会で認めなさいと、そのこと自体大変なことですよ。議会は追認機関じゃございません。間違ったことをやってこれ認めなさい、これは大変なことですよ。これを認めるようじゃ宮古島市議会も笑われますよ。

まずそれを言うてから質疑したいと思いますが、今の質疑の中にもあるんですけども、いわゆる株式会社南西楽園リゾートさんからいろんな要望がある。そして、皆さんは5年間で指定管理していこうとする。その修繕費等についてまだ決まっていないから、出していない、これもとんでもない話ですよ。もしそこでいこうというのであれば、じゃ皆さん、5年間で新規にどういう事業して、新規事業ごとにどれだけの費用がかかるんですか、あるいは今ある施設、正面から入って城門があります。そこは管理事務所です。ここの修繕費は幾らかかるんですか、キンダーハウスどうですか、パレス館どうですか、リフレッシュパークどうですか、左手のほうに行ってお土産館あるいは記念館、シースカイ、その各施設ごとに5年間でどれだけの経費が必要ですかと、その上にあそこは全体が公園ですから、公園の中にこういった新しい構造物というのかな、そういったものなどつくって、それに幾らかかるんですかと、それをトータルで見たときにああ、何億円かかるんだという形の中で、やっぱりその上でも指定管理すべきなら指定管理すべきだよなという形で議会に提案すべきじゃないんですか。そういうこともしないで、ただ単に1日で、議会が議会運営委員会で決めたことだという、それじゃこれは納得できる話じゃないですよ。A社、B社、C社、3社が応募したと、その中の評価が株式会社南西楽園リゾートさんが一番高かったと、これは議員もみんな、やっぱりこれだけ今まで事業展開してきているわけですから、それはそれなりに認めるんですけども、そこに持っていくまでの手法として間違っているんじゃないですか。まずそのことについてからお答えいただきたいと思います。

◎副市長（長濱政治）

確かに条例が3年というふうになっております。その中で5年というふうにご公募したということにつき

ましては大変私どもの不手際でございまして、申しわけなく思っております。特に議会を無視してどうのこうのと、軽視してどうのこうのということではありませんので、そこのところはご理解をいただきたいと思えます。

それから、施設の管理運営費につきましては、当然毎年の管理運営費収支出ておりますので、それはわかります。ただ、問題は補修、修繕に幾らぐらいかけて、どこをどのようにどのくらいやるのかということについてはその都度検討するしかありませんので、実際に台風でやられたところもございまして、その辺は一番応急に措置しなければならないというふうなところはそれなりに予算を組んで補修しているところもございまして、5カ年間でどのくらい補修しないといかんのかというふうな話になりますと、これはちょっと検討はしてまだありません。ただ、確かにおっしゃるようにその辺のところの計算もやるべきだということでございまして、実際にどのくらいかかるのか計算はしてみたいと思っております。

◎新里 聴議員

今も隣で言っているんですが、やっぱりこれ仕切り直ししなきゃいかんよ。今この中で言っていることは、例えばパレス館あたりは空調関係が悪いとか、現時点における修繕に係る費用、皆さんはこれを議会を通したら協定書結んでやっていくわけでしょう。その協定書の中でそういったものをきちっと煮詰めないといけないでしょう。もちろん台風被害があった、新しく発生したもの、そういうものはその都度いいですよ。でも、最初からこういうものはこういうふうに通修、改修していただきたい、こういうものはこういうふうにしたいというときに、じゃその費用幾らかかるかというものを事前に皆さんは数字拾っておかないと、指定管理しました、協定書つくります、さっきも新城元吉議員が質疑していたように、これは市では今この金出せません、そんなことも言っておれないでしょう。5年間でやるなら5年間の概略的な数字をはじき出した上で、そのほかに年度ごとによって災害等によって出てくるものについてはまた措置していくという形をとっていかないと、じゃ皆さんはこの5年間にそこを例えば株式会社南西楽園リゾートさんにさせるときに、幾らの投資があるというのを全く計算していないんですか。そんな形でまさか議会に提案するわけないんじゃないですか。行き当たりばったりみたいな感じでは。そして、ですからまずこれをきょうで結論を出しなさいと、今から常任委員会に付託するんですけども、そういうことであるならばその数字を出していただきたい。新規事業には幾らかかる、今ある施設の修繕には幾らかかる、5年間でこれだけをめどにすると。そうでなければ議論できませんよ。

それと、どうしても解せない、許せないものは、口では議会軽視ではないというんですけども、話し合いの中で皆さん部課長そろって話し合いしたわけでしょう、内部で。これを話し合いするときはその中に1人ぐらいこれは議会の問題ですよと、議会に条例から改正しないといけないですよということ出てくるんじゃないですか。それが発想の中になんかということ自体が議会軽視ですよ。そこで済みません、申しわけございませぬ、それで通せるようだったら議会はもうなくてもいいと思うんですけどね。その2点、そういう5年間における数字は出せるのか、なぜ議論をする中で条例改正してからだということが出てこないのか説明してください。

◎副市長（長濱政治）

議論する中でそういった話が出てこなかったというのは、本当に申しわけなく思っております。本当に私どもの落ち度でございませぬ。

それから、5カ年の補修、修繕ということに関しましては一応、あらあらではございますけど、出してみたいと思います。そして、新しい指定管理者が新規事業でどれだけやるのかというふうなことについてはまだ具体的な話し合いはしておりませんので、それについては少し勘弁願いたいと思いますけども、これは具体的に議会の承認を得てからじゃないと彼らとの話し合いにはちょっと入れませんので、その辺はご理解願いたいと思います。

◎新里 聡議員

このうえのドイツ文化村の経緯ですけども、テーマパークとして旧上野村が力を入れてつくった施設ですけども、公園ですけども、当初は村の直営、法律等の改正によって指定管理制度ができるようになって、当時はユニマットさん自分たちがやりたいという話もございました。委託料要りませんと。しかし、当時上野村はわざわざそこを管理するために財団法人博愛国際交流センターか、そこにさせようと。要するにさっき新城元吉議員が言っていたように、その公園の目的そのものを害さないような形で何とか自立していこうということで、まず3年やらせてみよう。それが更新されて6年目になっているんですけども、そういう形でございました。急ぎこういうものをすぐそうするというんじゃなくて、特に条例に違反した公募をしたこともございますし、もっと時間をかけてですね、どのほうが本当に市民のために役立つテーマパークとして成り立っていくのかということをやっぱり市長を初めとして当局の皆さんも真剣になって考え、あるいは議会もそうだし、宮古島市民にもそういった議論をさせながら、どういう方向に持っていくかという形で、今臨時会ですのではなく、せめて定例会、今の指定管理者の期間も3月31日までだと思っておりますから、もっと議論をする時間を置くように、これは最後お願いですけども、そういうことを申し上げて私の質疑は終わります。

◎亀濱玲子議員

私も今の議案第5号、宮古島市うえのドイツ文化村条例の一部を改正する条例と議案第9号、うえのドイツ文化村指定管理者の指定についてについて質疑をさせていただきます。

まずですね、指定管理制度のことについて宮古島市のホームページの一番新しいところを開いてみました。そうしたら、やっぱり高吉幸光議員がおっしゃっているように、募集中の案件は福嶺の地域密着型介護事業所募集中というふうになっておりますが、過去の案件ということで既にもう5年間の期間の中で募集されたことになっています。というような、手続上そんな流れで、この3年というのが5年になるという条例を変えるというのと、管理者を指定するのとセットで、こんなに乱暴に出てくるというようなこと、それも公のあの規模の施設をそんなにいとも簡単に出すかということで驚きました。この中でとても下地市政らしからぬと私はあえて言いたいと思うんですが、この中に募集要項が添付されていないんですね。もちろん問い合わせると募集要項ってあるんだろうと思うんですけど、きちっとほかの指定管理のところに開くと公募と書かれていてちゃんと書かれています。今書かれている例えば欠格事項というので指定される、開始する時点において宮古島市内に事業を有しない法人等はだめですよということなんかきちっと書かれているのが一目瞭然で市民に公表されているわけです。こういうことがなされないままに5年とうたわれて公募されているという、そういう方式をとって、それもこの1日で決めていくというこんな乱暴なことを市民は理解できないですよ。ですから、これでいいですかと冒頭で皆さんに問いかけたのは、もっと時間をかけて公の施設が立ち返って何のためにつくられたかということまでさかのぼって指定管理

を考えなければこれは禍根を残すことになると思ったので、そういう発言をしたんですが。

出していただきたい資料です。口頭で答えられましたけど、この選定委員会がですね、透明性、公平性を持たなければ議会は審議できないです、基本的に。なので、これが選定方法はどういうふうにして行われたか。選定委員はどなたであったか。あえて聞くのは、代表である長濱政治副市長がそこにかかわったのか。あるいは、観光商工局長が不在だったときも審議をしたということなんかもあるようですので、その審議されたプロセスというものがつまびらかにされないと、この決定が本当にいいのかということはいえないというふうに思います。なので、これ審議経過、そして審議基準ですね、選定基準というものはきちっと、今点数おっしゃいましたから、あるべきです。これは何も隠すことではありません。公表して出さないと、どうやってこれが正しく審議されたかがわかるんですか。それは出すべきです。これは要求させていただきたいと思います。A社、B社がどういうところがすぐれていてこういうふうになったということがわかるような資料があるはずですよ。それはぜひ出していただきたいというふうに思います。

今長濱政治副市長がおっしゃった修繕費が今現在で調査した中で幾ら修繕費は要するのか、これでいいです。あと5年間というのは、そんなの考えられませんよとおっしゃっているんですけど、そんなことは簡単におっしゃったらいけないんです、本来ならば。書かれているんですよ。ここに早急に補修、改善を求めていくというのが、これがちゃんとうたわれていて、それをのんで宮古島市はこの指定管理を決めますというふうに乗せてきているわけですから、そのことをいやいや、知りませんよ、向こう5年間のことは試算できませんよと、これはやっぱりどうやってじゃ向こう5年と議会は決めていくんですか。ですから、もしそれが無理というならば、現在の中で一つ一つの施設を精査しました、現在修理しなきゃいけないところは何か所で幾らですということまでは把握されているでしょうから、それをお答えいただきたいというふうに思います。

さらに、募集要項がない、あるのかもしれませんが、あったら出していただきたいんですが、恐らく条例と施行規則の中でのことで申し込み用紙がここに書かれておりますので、そのことを指して申請をしてくださいというふうに担当は対応したのかもしれませんが、施行規則の中にですね、原状回復義務というのがありますよね。この原状回復義務は、借りた人たちがどこまで原状回復して返すということになっているのか、実際それは適用されたことあるのかと、実際今まででも二十何万、50万幾らで借りてきているわけですから、そのことを原状回復、むしろ条例どおりいこうとするとそこが先ですよ。それをやって、なおかつ市が持ち出して修理しなきゃいけないというものは話されていくでしょうと思います。なので、それを1点、条例の原状回復義務は現在は生きているかというか、それ使われていますかということも1つ、これも聞かせていただきたい。

それとですね、協定書の案というものがもしも指定管理をしていこうとすると、どういう中身で協定をしていくのかということが大きな問題になってきます。このことを議会の中で案が出されていかなければ、これはやって大丈夫だ、それは大変だということは、公の施設ですから、これは精査しなければいけませんので、協定書の案があるんだったらこれは審議されなければいけないと思います。それについては、議会は各施設を本来ならば視察して、本当にどこが傷んでいてこんな大変な状況なんだ、それぞれを私は確認をする義務が本来ならば議会にあると思うから、1日では難しいんじゃないですかというのを言ったんですが、あそこのテナントをやっている方にお話を伺うと、現在は何力所かにある浜から上がる

水道はとめられているそうです。海で遊んだ地元の方も観光客も上がってきて足を洗うのに水はとめられている。夜になると電気は消される。なので、夜の営業ができない。さまざまあるわけ。それなので、1社を優先して採用してくれという署名が出たと副市長説明されましたけど、あれは地元の事業所がやるのがいいのではないかというような、そういう博愛というような、上野の博愛、うえのドイツ文化村をつくったときの思いを、彼はずっとそこで住んで商売をして、それでそのことを指して言っているということをお前の説明を聞きに行ったときに言っていました。なので、そういう思いも持って公の施設を地元の人たち、宮古の人たちも含めて利用しやすい場所として残していかなくちゃいけないですから、つい最近も出たじゃないですか。海岸線に地元の人が入ろうとするとなかなか難しいんだという話が出たりしているんですよ。なので、新城元吉議員がさっきおっしゃったのは、一つのホテルの一つの施設として活用されて、地元の、指定管理の目的はコスト削減もありますけども、やっぱり地域住民のサービスの向上ですよ。そのこともしっかり担保にとらなければいけないですから、協定書や選定審査に当たっての公明性や透明性は必要だというふうに思うんです。なので、今私が要望しましたもの、資料も含めてですね、開示していただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

◎副市長（長濱政治）

協定書の案は委員会に提出したいと思います。

それから、原状回復はなされているかということにつきまして、これは私が知る限りなされておられません。

それから、選定方法とか委員、それから審査基準、それから修繕費については、平成24年度の当初予算で計上している部分がございますので、その部分については一応お答えしたいと思っております。

（「ちょっと休憩」の声あり）

◎議長（平良 隆）

休憩します。

（休憩＝午前11時42分）

再開いたします。

（再開＝午前11時55分）

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時半から再開いたします。

休憩します。

（休憩＝午前11時55分）

再開いたします。

（再開＝午後1時54分）

まず、亀濱玲子議員の質疑に対する答弁を求めます。

◎総務部長（安谷屋政秀）

亀濱玲子議員の長濱政治副市長が指定管理の選定のほうに入られていたかという件についてですけど、まず第1回目はですね、当初入っております、副市長は財団法人博愛国際交流センターの理事長ということで、すぐ席を外していただきました。ですから、最初の5分間ぐらいですかね、いて、副市長のほうはうえのドイツ文化村とかかわりがあるので、退席してもらおうということで、選考委員会のほうからは外し

てもらいました。

それと、採点のですね、審査項目は7点ありまして、まず1点目が市民の平等な利用の確保、2点目が利用者に対するサービスの向上、3点目が施設の効果的な活用、4点目が管理経費の縮減、5点目が管理運営体制、6点目に経営の健全性と安定性、7点目に個人情報の適正な取り扱い、以上の7点になっております。

◎議長（平良 隆）

しばらく休憩いたします。

（休憩＝午後1時56分）

再開します。

（再開＝午後1時57分）

◎観光商工局長（奥原一秀）

今うへのドイツ文化村の修繕を予定して今年度、平成24年度の予算に要求していますのは、滑り台等の遊戯施設の修繕と施設案内板の、土産品店の前とか駐車場のところですね、そういったものの施設案内板の修繕、さらにシースカイのところのゲート前の修繕、それと記念館等のらせん階段の修繕、それから顕彰碑の名前のですね、修繕、遊歩道等の手すりとか路面の補修、それからビアファス等のベンチの破損に伴う修繕、それから駐車場等への照明施設の整備、それから今売店の屋根がちょっと危険な状態でありますので、それを早急に店舗の修繕をしたいと。それと、シースカイの事務所の床の修繕もしていきたい。それと、第1、第2、第3棟の駐車場の整備をしていきたいという平成24年度ですね、予算要求に組み入れているところでございます。

（議員の声あり）

◎総務部長（安谷屋政秀）

審査項目については提出したいと思っております。

（議員の声あり）

◎総務部長（安谷屋政秀）

無記名であります。これについてはちょっと検討させてください。項目については提出します。それと、今副市長が言われた点数ですね、A社、B社、これについても報告をします。

（議員の声あり）

◎総務部長（安谷屋政秀）

7点のですね、審査項目については提出しますし、点数についても副市長が述べられてありますので、A社、B社、C社ですか、それについては報告します。

◎議長（平良 隆）

しばらく休憩します。

（休憩＝午後2時00分）

再開いたします。

（再開＝午後2時04分）

ただいま市長から議案第9号、うへのドイツ文化村指定管理者の指定について撤回の申し出があります。

お諮りいたします。ただいま議案に対する質疑中ではありますが、この際、議案第9号うえのドイツ文化村指定管理者の指定についての撤回についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良 隆)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号うえのドイツ文化村指定管理者の指定についての撤回についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

これより追加日程、議案第9号うえのドイツ文化村指定管理者の指定についての撤回についてを議題とし、撤回理由の説明を求めます。

◎市長(下地敏彦)

今議会に議案第5号として宮古島市うえのドイツ文化村条例の一部を改正する条例と議案第9号としてうえのドイツ文化村指定管理者の指定についてを同時に上程をいたしました。いろいろと論議の中で考えましたけれども、議案第9号について撤回をお願いしたいと思います。

まず、その理由としましては、同議案に係る宮古島市うえのドイツ文化村条例の改正を行い、その後に指定管理者を決定するのが妥当であるというふうに判断いたしました。ぜひよろしくお願ひします。

◎議長(平良 隆)

これで撤回理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第9号うえのドイツ文化村指定管理者の指定についての撤回については、これを承認することにご異議ありませんか。

(「議長、ちょっといいですか。質疑はできないんですか」の声あり)

◎議長(平良 隆)

休憩します。

(休憩＝午後2時07分)

再開いたします。

(再開＝午後2時08分)

本件については、質疑をしたい旨の申し出がありますので、これより撤回について質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

◎新里 聡議員

撤回をするんだけど、その後指定管理者を決定するのが妥当であると。要するに今回は取り下げますよと、でも条例改正して、正常に戻して、もう一回提案をしていきますよというふうにとれますよね。それで、公の施設の要件として住民の福祉増進を目的とすることとか、住民の利用に供するものであることとか、そういった施設が公の施設だということであつたわけなんですけどもね、再度提案するということについてもうちょっと発想を変えていただけないのかなということをおっしゃってあげておきたいなと思います。先ほど休憩中に確認をしたら、うえのドイツ文化村施設についてはもう起債の償還もすべて終わったというようなことで、向こうは補助を受けている施設でもございませんから、国からあの施設を公

の施設としてどうしても置いておかなければならないという縛りは何にもございません。公の施設だから、指定管理をしなきゃいかんという状況があるわけで、もし検討いただけるのであれば、議会の議決を得て普通財産にして、逆に賃貸契約を交わして、もちろん公の施設としての住民の利用に供するためのものなどは契約文の中に組み入れながら、逆に年間幾らで貸しますよという形での方法も検討に値するのかなと思ってですね、このとおりいくとそのままた次の議会にそれが提案されるということになるんで、そこをちょっとお聞きしておきたいなと思います。どうぞ答弁をお願いします。

◎副市長（長濱政治）

今方針としては市のほうは一応指定管理という方針でやっておりまして、もし今おっしゃるような賃貸という話になりますと、すべての公の施設に当てはまる中身になってまいります。そうなりますと、またこれは基本的な考え方を改めないといけないということになりますので……

（議員の声あり）

◎副市長（長濱政治）

ですから、それは基本的な考え方を整理しないと、これだけやってほかのやつをまた、今同じような論理で来ますとまたばらばらになってしまう可能性がありますんで、当面指定管理でやりながら、今ご提案の件については検討はしてみたいと思います。

◎新里 聡議員

どうぞ検討していただきたいと。実は市にはまだそういうのあるんですよ。例えばトロピカルフルーツパークにおけるレストランをしていた施設、あれなども公の施設のはずけども、賃貸契約を交わしてやっていると思うし、イムギャーにある城辺町時代につくった施設、あれにも賃貸契約で交わして、あれマリン業者か、が入っていると思うし、ですからそのケースによってその施設の有効性、それをどういふふうに住民のために生かすかということでの検討をされれば、全体が全体そうやるということではありませんから、そういった条件を付しながら契約書で縛りかけながら、賃貸している人が勝手なことができないようなことをしながらだったら十分できるのではないのかなと思うんですけども、もう一度その辺も含めて答弁ください。

◎副市長（長濱政治）

実際に可能かどうかということはまだ考えておりませんので、今どうのこうのという話はちょっとできかねますけども、もしそのような形でできそうな施設等がございましたら、できるだけそのような方向も考えてみたいと思います。

◎亀濱玲子議員

今長濱政治副市長の答弁でこれから後将来的にはと、賃貸あるいは売却というようなことも検討とは出ましたが、今条例で条例改正のが出ておりますので、目の前のことをちょっと確認をさせていただきたいと思います。

撤回する理由の中で改正を行った後に、その後指定管理を決定するのが妥当であるためということになっておりますので、これは新たに募集要項を出して、そして再度公募し直すというようなことかということの確認が1点。

選考委員会が、今さっき安谷屋政秀総務部長が副市長は理事長であったために席を外れたという話をし

たんですけれども、そもそもこれは何に基づいて選考委員会が決められているかということをお教えいただくと、理事長が選考委員長でないスタイルでやるべきというふうに検討すべきではないかというのが1点、これ2点目ですね。

3点目に、主たる事業所という話が出ましたけれど、これが明快な答えはいただけていないので、宮古島市の指定管理に関する指針というものにのっとって公募し、選考しますよという解釈でよろしいでしょうか。この3点を確認したいと思います。

◎議長（平良 隆）

休憩いたします。

（休憩＝午後2時17分）

再開いたします。

（再開＝午後2時18分）

◎副市長（長濱政治）

再度公募かということですが、そのとおりです。

それから、選考委員の根拠ですが、宮古島市公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会設置要綱に基づきまして、委員会は次に掲げる職にある者で組織する、第3条ですね、副市長、総務部長、企画政策部長、指定管理予定施設所管部長、平良地域審議会会長、城辺地域審議会会長、下地地域審議会会長、伊良部地域審議会会長、上野地域審議会会長から2人以内ということになっております。

あと私のほうが今回の選考委員から外れたということについては、応募団体の直接の利害関係にある者ということで私のほうが一応外れたということで……

（議員の声あり）

◎副市長（長濱政治）

はい、ということでございます。

それから、住所要件の話ですよね。確かに住所は東京になっておりますけれども、具体的に現在上野で大きな施設を構えて固定資産税も払い、それから雇用者もたくさん雇っていらっしゃる、そういう実態の中から見ると、それは要項の中の範囲内というふうに考えております。

◎議長（平良 隆）

撤回に対する質疑はほかにありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良 隆）

これで撤回に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第9号うえのドイツ文化村指定管理者の指定についての撤回については、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良 隆）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号うえのドイツ文化村指定管理者の指定についての撤回については承認されました。

引き続き議案に対する質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎長崎富夫議員

議案第4号、宮古島市税条例の一部を改正する条例につきましてご質疑させていただきます。

平成23年の12月、地方税法の一部を改正する法律等に伴い、個人の市民税の税率の特例等において均等割を500円増額することということで議会運営委員会でご説明を安谷屋政秀総務部長からいただきました。このことについては、これは法の改正ということで、全国全県一斉に改正されるのかどうかですね、この辺をご答弁お願いいたします。

それから、議案第8号の土地の取得についてにつきまして質疑させていただきます。パイナガマ公園用地につきましては、3年前にさかのぼると物すごく議論があったいわくつきの公園用地取得じゃないかなと僕は思っております。これは平成13年の9月定例会におきましてのある議員の質問なんですが、効率の悪い事業、例えばパイナガマ公園、補助率が50%しかない、この事業については規模を縮小するとか、棚上げの方法はとれないかという質問がございました。平成18年、既存の公園管理もままならない中で市債を発行、手持ちの畑を荒れ放題にして、あえて借金して畑を買うということで、これは一般常識で考えられないという質問とかですね、あとたくさん本市の財政状況からして今後事業見直しを検討すべきとかですね、いろいろ質問されてきた項目で、その事業であります。何が言いたいかと申しますと、パイナガマ公園の土地取得につきましては、これまでいろいろと債権会社等々のいろいろな問題で大変担当課も苦勞されている中で、今度假契約まで締結できたことに対しては個人的に私は大いに評価いたします。土地売買契約書によりますと、土地評価単価、平米当たり1万8,200円を算定した根拠なんですが、これは土地鑑定評価に基づいた評価額と理解しておりますが、その辺についてはどうなのかお答えいただきたいと思っております。

また、今後の事業計画の進め方も示していただきたい。完成は何年を予定しているのか、しっかり取り組んでいただきたいということでお答えいただきたいと思っております。

以上2点お願いいたします。

◎総務部長（安谷屋政秀）

長崎富夫議員の議案第4号、宮古島市税条例の一部を改正する条例を今臨時会に提案した理由についてご説明したいと思います。

この税条例はですね、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律により、平成23年12月2日公布、施行されております。それに基づいて本市としましても、改正内容が市民税の均等割の引き上げ等になっておりまして、市民の負担がふえるということがありますので、市民に早目に周知する必要があるということで、これはですね、平成26年度から平成35年度までの10カ年間の特例になっております。まだほかの市町村は導入を3月の議会の提案もあるという市町村も聞いておりますけど、これはどうしても市民の負担が500円加算されますので、前もって周知期間があったほうがいいのかということ今臨時会に提案といたしております。

◎建設部長（友利悦裕）

パイナガマ公園用地の土地の単価についてであります。これは平成23年度の当初予算要求に当たって

不動産鑑定評価を入れております。これは、平成22年10月の鑑定であります。

それから、今後の事業計画でありますけども、今までの計画を土地取得をして見直しをして事業を進めていきたいと考えております。

それと、完成年度でありますけども、延伸をして平成26年度の予定をしております。

◎長崎富夫議員

お答えありがとうございました。議案第4号、宮古島市税条例の一部を改正する条例について再質疑させていただきます。

改正後の税の増収額幾ら見込まれるのか、これをお答えいただきたいと思っております。

これは質疑ではありませんが、先ほど撤回されました議案第9号、うへのドイツ文化村指定管理者の指定について、要望として述べさせていただきたいと思っております。まず、指定管理者の募集につきましては、マスコミ報道で見る限り締め切り日過ぎてから受理したというのもございまして、その後書類がそろったから、要するに公募として受理したということになっておりますが、ぜひこういうことに関してはきちっと締め切り日も定めまして、厳正な公募をしていただきたいと思っております。

指定管理の方法といたしまして、要するにプロポーザル方式と総合評価方式などがございしますが、先ほどから議論がありますように、選定委員会の透明性を期すためにもぜひプロポーザル方式をとっていただきたいということを要望いたします。と申しますのは、プロポーザル方式によりますとやはり相手側の応募された側の代表者との直接的な委員との意見、要するに事業計画に対するやりとり、この辺も十分に協議することができるかなと思って、ぜひその方式をとっていただきたいという要望であります。

選定委員会におきまして今回2人の委員の欠員があったということで、副市長の欠席した理由についてはわかりました。一番担当部局の観光商工局長、これが不在ということで、果たしてこういう重要な案件を審査する場合に担当、要するに事務方としての説明側に多分回るはずですから、観光商工局長がいないでこういう委員会開くというのがずさんな委員会のあり方かなと思って、その辺大変危惧するところがあります。ぜひこういうことがないように選定委員会は担当部局ですね、きちっと参加して審議できるような日程のとり方をやっていただきたいと思っております。

指定管理者の団体の所在地等に関する条件についても、先ほども答弁あるんですが、これもきちっと明確にしてですね、透明性のある委員会の審議をしていただきたいという要望をいたしまして、お答えをお聞きして私の質疑を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

◎総務部長（安谷屋政秀）

改正に伴う均等割の増収ですけど、これは平成23年の10月末の積算で一応計算しておりますけど、平成26年度以降1年間ですね、約890万円の増収を見込んでおります。

◎議長（平良 隆）

ほかに質疑はありませんか。

◎前里光恵議員

まず最初に、議案第5号、宮古島市うへのドイツ文化村条例の一部を改正する条例についてお伺いいたします。

宮古島市うへのドイツ文化村条例の一部を改正する条例というふうになっておりますが、この中でね、

条例改正するわけですが、市の指定する期間とするということで年数が入っていないんですよね。期間限定していないということで、なぜこういう期間も限定しない条例提案になったのか、まずそれをお伺いをいたします。

次に、議案第8号、土地の取得について、これパイナガマ公園の買収予定地なんですけども、今回購入する部分はこういった目的の用地なのかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、できたら坪単価ね、坪幾らになるのか、これもお教え願いたいと思います。

それからですね、この買収予定地の用地は地目が畑ですから、農地法に基づく手続というのは既に終わっているのかどうか、農業委員会に諮って許可が出ているのかどうか、この件についてもお伺いをいたします。

もう一点は、先ほど長崎富夫議員にもお答えありましたが、私の12月定例会の一般質問でこれ部長がお答えになっておりますが、今後の計画を見直しを行ってですね、いきたいという、購入用地分についてですね、見直しがあるという答弁をされておりますけども、こういった見直しをするのかということもですね、やはり今後の計画としては議会に開示する必要があるんじゃないかと思っておりますので、この件に関してもお伺いをいたします。

◎副市長（長濱政治）

期間を限定しなかったという理由についてでございますけども、個別の指定管理によって少しは違うと思いますけども、こういう大きな施設の場合、指定管理者も投資をするわけですね。そして、いろんな事業を仕組むと、そういった場合どうしても3年では短いということから、じゃ何年が適当なのかということでございますけども、これは宮古島市指定管理者制度導入に関する指針というのがございまして、この中で10年を限度として設定することができるというふうでございます。ですから、一応市が指定する期間ということの限度はですね、最長10年というふうを考えておりますけども、うへのドイツ文化村については5年というふうな考え方で公募したところでございます。

（「休憩してください」の声あり）

◎議長（平良 隆）

休憩します。

（休憩＝午後2時35分）

再開します。

（再開＝午後2時36分）

◎建設部長（友利悦裕）

土地の目的は、公園用地として購入する土地であります。

それと、平米当たり1万8,200円の単価でありますけども、坪当たり計算いたしますと約6万200円になります。

それと、畑になっておりますけども、農地法の適用を受けるかということでありました。それは、農地法の適用を受けます。

それと、事業計画の見直し案でありますけども、これは土地を取得いたしまして、購入いたしまして、具体的な計画案はこれから進めていきたいと考えております。

◎前里光恵議員

条例改正案、私はね、むしろはっきり年数入れたほうがいいと思うんですよ。5年にしたいなら5年にしたいと。だって、条例から判断すると、市が指定する期間というのは非常に抽象的。その都度当局が考えて契約のたんびに年数を何年にするかということになっていますので、はっきり年数を入れたほうがいいんじゃないかと、こういう思いがしてなりません、いかがでしょうか。

それから、農地法の問題聞いたら、後でやるという話ですよ、部長ね。何でこれが後なんですか。ちゃんとむしろ計画あるわけですから、パイナガマ公園のことですよ。これ手続を先にやるべきじゃないんですか。違うんですか。それは法的根拠があればお示してください。

12月定例会でも質問しましたが、パイナガマ公園というのは沿岸部にあるわけですからね、やはり今後の地震、津波災害時を想定すれば、避難場所としても不適ですよ。ぜひこれは今後見直して、やはり市民の利便性を考えた公園計画にすべきであると思います。答弁の中で、これは15年ぐらいいたっているんですよ、事業スタートして。全体の事業費が22億2,000万円余り、それで55%と、こういう事業内容になっていますので、この事業を見直して内陸部の高台に避難場所として指定できる公園建設をぜひ検討すべきであると、このように考えます。よろしくをお願いします。

◎副市長（長濱政治）

期限を切らなかったのは、要するに実際にやってみて、具体的にこれでは短いとか長いとかというふうなものの判断を一応したいというふうに思っております、できれば市の裁量の余地を残しておきたいというのがこの条例改正の目的でございます。

◎建設部長（友利悦裕）

土地の取得については、農地でありますので、畑でありますので、農地法の適用を受けます。これは購入しないと、相手の土地でありますので、勝手に購入前に手続がとれないというふうに考えております。

それから、避難施設の設置についてでありますけども、海岸沿いで避難するような場所はパイナガマ公園では適当じゃないということを考えますと、これから計画している県営広域公園等での避難塔、避難施設の設置は考慮していきたいというふうに考えております。

◎議長（平良 隆）

ほかに質疑はありませんか。

◎上里 樹議員

まず、問題になっている議案第5号、宮古島市うへのドイツ文化村条例の一部を改正する条例についてですけども、議案第9号、うへのドイツ文化村指定管理者の指定については取り下げをしました。一言の謝罪もなく、何事もなかったかのように撤回しているんですけども、いかがなものかと指摘したいと思います。

それと、議案第5号についてですね、条例が提案されていますけども、私は指定管理がふさわしいのかどうか、これを改めて検討する必要があるんじゃないかと、冒頭に高吉幸光議員、また新城元吉議員、それから新里聰議員からも提案がありました。私は、これだけの施設をですね、しかも旧上野村の国際交流に基づく位置づけで整備されてきた施設としてですね、単なる財政上の問題だけではなくて、いかにやるべきかという議論を市民に投げかけて、検討委員会を設置してしっかりと運営を考えていくべきだと思う

んです。ですから、それが指定管理にふさわしいのかどうか、それについてもおのずとそこで判断が出てくると思います。私は、公的な施設で指定管理にはいけない、直営できちんと責任を果たさなきゃいけない、そういう施設というものがあると思うんですね。例えば病院や文化施設、そういった教育施設、これはきちんと市が責任を持ってやっていくものだと考えます。以上指摘してですね、そういう提案に対する見解をお伺いします。

それから、先ほどの長崎富夫議員の質疑、市税の議案第4号、宮古島市税条例の一部を改正する条例ですね、条例改正で約890万円の増収になるという金額お答えがありましたけども、これは対象件数は何件なのかをお聞かせください。

それからですね、議案第6号、久松中学校校舎改築工事（解体及び建築）請負契約についてですけども、この工事の予定価格と落札率をお聞かせください。

以上お伺いして、お答えをお願いします。

◎副市長（長濱政治）

いわゆる直営がいいのではないかということでございますけども、必ずしもそうは思っておりません、民間のですね、活力、それから蓄積してきたノウハウ、そういったものを活用したほうがまだいいのではないかというふうに思っております。そういう意味で指定管理というふうなことを考えております。

◎総務部長（安谷屋政秀）

市民税均等割の対象人数はですね、これは平成23年10月末の積算ですけど、人数としましては……

◎議長（平良 隆）

休憩します。

（休憩＝午後2時46分）

再開します。

（再開＝午後2時48分）

◎総務部長（安谷屋政秀）

平成23年10月末の積算で1万7,866名です。

◎教育部長（田場秀樹）

久松中学校校舎改築工事は、予定価格2億1,060万円、落札額は2億680万円、落札率は98.2%です。

◎上里 樹議員

先ほどの議案第5号に関してなんですが、私は直営がいいという断定はしていないんですよ。要するに直営がいいか指定管理がいいか、検討委員会を立ち上げて市民の間で議論するお考えはないのかということ。お答えをお願いします。

◎副市長（長濱政治）

そういう考えはありません。

◎上里 樹議員

随分きっぱりとしたご答弁でしたけども、そういうやり方が今の議案を提案して撤回するようなことになっていくと思うんですね。ですから、市の財政状況やらこれから厳しくなっていくという推計がされています。そんな中で本当に財産をどう管理していくか、これはみんなの知恵を、英知を結集する必要がある

あると思うんですね。ですから、ぜひそこら辺もう一度どういうことでそういうお考えがないのか明快にご答弁をお願いします。

◎副市長（長濱政治）

いわゆる新里聡議員が賃貸という話もございました。確かに直営という方法もございます。それから、指定管理という方法もございます。そういうものを一応考えた上で、なおかつ指定管理のほうがいいというふうな考え方に立っておりまして、なぜ直営ではまずいのかというのは先ほどお答えしたとおりでございます。ですから、賃貸の話につきましてはこれから少し勉強してみたいというふうには思っております。

◎議長（平良 隆）

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良 隆）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。日程第3、議案第1号から日程第8、議案第7号までの6件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良 隆）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

まず、日程第3、議案第1号、平成23年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良 隆）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良 隆）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

次に、日程第4、議案第2号、平成23年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第4号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良 隆）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良 隆)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

次に、日程第5、議案第3号、宮古島市地区計画等の案の作成手続きに関する条例に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良 隆)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良 隆)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

次に、日程第6、議案第4号、宮古島市税条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良 隆)

これにて討論を終結いたします。

(「議長」の声あり)

◎上里 樹議員

ただいまの議案第4号についてですけれども、内容が景気が低迷する中での庶民増税の中身になっております。私は、この採決に当たって加わることができませんので、退席いたします。

(上里 樹議員、退席)

◎議長(平良 隆)

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良 隆)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は可決されました。

休憩します。

(休憩=午後2時55分)

(上里 樹議員、着席)

◎議長（平良 隆）

再開いたします。

（再開＝午後 2 時55分）

次に、日程第 7、議案第 6 号、久松中学校校舎改築工事（解体及び建築）請負契約についての討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良 隆）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 6 号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良 隆）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号は可決されました。

次に、日程第 8、議案第 7 号、議決内容の一部変更について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良 隆）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 7 号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良 隆）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 7 号は可決されました。

休憩いたします。

（休憩＝午後 2 時55分）

再開します。

（再開＝午後 2 時57分）

次に、日程第13、派遣第 1 号、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、派遣第 1 号のとおり、2 月17日、那覇市内のホテルで開催される沖縄県離島振興市町村議会議長会主催の議員・職員研修会参加のため、全議員26名を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良 隆）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

なお、この際お諮りいたします。ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合は、これを議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良 隆)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

本日の会議時間は議事の都合によりこれを延長いたします。

これより会議はしばらく休憩し、委員会の審査が終了した後再開することにいたします。

休憩します。

(休憩＝午後2時59分)

再開いたします。

(再開＝午後5時02分)

これより追加議事日程第1号により会議を進めます。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長(平良 隆)

休憩します。

(休憩＝午後5時02分)

再開いたします。

(再開＝午後5時04分)

日程第1、議案第5号から日程第3、議案第10号までの計3件を一括議題とし、各所管委員長から審査結果報告を求めます。

(「休憩」の声あり)

◎議長(平良 隆)

休憩します。

(休憩＝午後5時04分)

再開いたします。

(再開＝午後5時05分)

◎総務財政委員会委員長(嘉手納 学議員)

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良隆殿。総務財政委員会委員長、嘉手納学。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

議案第5号、宮古島市うえのドイツ文化村条例の一部を改正する条例、否決。

議案第10号、宮古島海宝館指定管理者の指定について、原案可決。

議案第5号。議案第5号については、「現行の条例では指定管理者の指定の期間は3年間となっているが、改正案では市の指定する期間となっており、期間がはっきりうたわれていない。市の裁量で最長で10年

間指定管理ができることになっている。市もうえのドイツ文化村については、指定管理者制度にするのか、あるいは賃貸契約をするのか、これから検討しようとする段階であり、改正案は時期尚早であり、認めることはできない」との反対意見があり、採決の結果、全会一致で否決とした。

◎**経済工務委員会委員長（髙原 弘議員）**

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良隆殿。経済工務委員会委員長、髙原弘。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

議案第8号、土地の取得について、原案可決。

◎**議長（平良 隆）**

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎**議長（平良 隆）**

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、日程第1、議案第5号、宮古島市うえのドイツ文化村条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎**議長（平良 隆）**

これにて討論を終結いたします。

本案に対する委員長報告は否決でありますので、会議規則第69条の賛成者先諮の原則に基づき、本件については挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

議案第5号については原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手なし）

◎**議長（平良 隆）**

挙手者ありません。

よって、議案第5号は否決されました。

次に、日程第2、議案第8号、土地の取得について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎**議長（平良 隆）**

これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良 隆）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は可決されました。

次に、日程第3、議案第10号、宮古島海宝館指定管理者の指定について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良 隆）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良 隆）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は可決されました。

休憩いたします。

（休憩＝午後5時10分）

再開いたします。

（再開＝午後5時11分）

◎市長（下地敏彦）

宮古島市うえのドイツ文化村条例の一部を改正する条例を提案いたしましたけれども、提案に当たって条例と公募要項との整合性について十分検討しないまま上程をしてしまいました。法令遵守について職員に対し再三注意を喚起してまいりましたが、十分今回対応できなかったことは大変申しわけないというふうに思っております。法令遵守については就任より職員に対して強く申し入れているところであり、今後このようなことがないように十分注意をしてまいります。

◎議長（平良 隆）

これで今臨時会に付議された案件の審議は終了いたしました。

お諮りいたします。今臨時会において議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良 隆）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これをもって平成24年第1回宮古島市議会臨時会を閉会いたします。

（閉会＝午後5時12分）

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

平成24年1月30日

宮古島市議会

議長 平 良 隆

議員 西 里 芳 明

” 亀 濱 玲 子